

様式第1号（第2条関係）

林地開発許可申請書

令和6年7月26日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX 25F

申請者氏名 miyagi motoyoshi solar 合同会社
代表社員 EDPR JAPAN 株式会社
職務執行者 李 全権
(電話 03-5534-8989)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	宮城県気仙沼市本吉町深萩1番地 外1字47筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 44.2133 ヘクタール) 33.8981 ヘクタール
開発行為の目的	太陽光発電施設の設置
開発行為の 着手予定年月日	許可の日
開発行為の 完了予定年月日	令和8年 10月 1日
開発行為の 施行体制	未定
備 考	

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として少数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

「他法令の手続き状況」について

当該行政文書には、miyagi motoyoshi solar 合同会社が各種の事務を処理する際の「他法令の手続き状況」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、1枚を非開示とする。

履歴事項全部証明書

東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX25F
miyagi motoyoshi solar 合同会社

会社法人等番号	0100-03-040932		
商号	miyagi motoyoshi solar 合同会社		
本店	東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX25F		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	令和5年6月16日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光による発電及び売電事業 2. 再生可能エネルギー及び枯渇性エネルギー等による電力事業。発電・売電・買電等施設、設備の経営および運営 3. 建築工事及び土木工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋 4. 土地造成、地域開発、都市開発、環境整備等に関する請負、調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング 5. 不動産の売買・交換・賃貸借・管理及びその仲介・代理業 6. 各種イベントの企画、制作、運営、管理 7. アウトソーシング事業 8. 事業再生コンサルタント業 9. 各種コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務 10. 株式保有、売買並びにその他の投資事業 11. 有価証券の投資、売買、保有及び運用並びに投資コンサルティング 12. 前各号に附帯関連する一切の事業 		
資本金の額	金10万円		
社員に関する事項	業務執行社員	RE CAPITAL株式会社	
	業務執行社員	EDPR JAPAN株式会社	令和6年5月20日RE CAPITAL株式会社の商号変更
			令和6年6月12日登記

東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX25F
miyagi motoyoshi solar 合同会社

	東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーX25F 代表社員 RE CAPITAL株式会社 社 東京都江東区豊洲六丁目2番29-3107号 職務執行者 李全権	
	東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーX25F 代表社員 EDPR JAPAN株式会社 社 東京都江東区豊洲六丁目2番29-3107号 職務執行者 李全権	令和 6年 5月20日RE CAPITAL株式会社の商 号変更 令和 6年 6月12日登記
登記記録に関する 事項	設立	令和 5年 6月16日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 6年11月28日

東京法務局
登記官

佐藤美智代



履歴事項全部証明書

東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX25F
EDPR JAPAN株式会社

会社法人等番号	0104-01-113110	
商号	RE CAPITAL株式会社	
	EDPR JAPAN株式会社	令和 6年 5月20日変更 令和 6年 5月20日登記
本店	東京都中央区晴海1-8-10晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーX25F	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成26年7月14日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然エネルギー等による発電事業及び管理・運営、電気の供給並びに販売 2. 自然エネルギー等を用いる発電所の取得、建設、所有、賃貸、保守及び運営 3. 前各号を目的とする株式会社の株式、合同会社の持分等の取得、保有並びに処分 4. 前各号に関するコンサルティング業務 5. 輸出入貿易業 6. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	3万株	令和 2年 6月26日変更 令和 2年 7月 8日登記
		令和 2年 6月26日変更 令和 2年 7月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万497株	令和 2年 6月26日変更 令和 2年 7月 8日登記
		令和 2年 6月26日変更 令和 2年 7月 8日登記
資本金の額	金2億497万円	令和 2年 6月26日変更 令和 2年 7月 8日登記
		令和 2年 6月26日変更 令和 2年 7月 8日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 李 全 権	平成26年11月 1日就任

	取締役 リン・フォン・ブワン	令和 2年 2月28日就任 令和 2年 3月 3日登記
	取締役 ジュエ・ミン・ローレンス・ウー	令和 2年 2月28日就任 令和 2年 3月 3日登記 令和 5年 2月28日辞任 令和 5年 3月 9日登記
	取締役 ペドゥル・クラリス・プレイ ラ・ドゥ・ヴァスコンサルシ ユ	令和 5年 2月28日就任 令和 5年 3月 9日登記
	東京都江東区豊洲六丁目2番29-3107号 代表取締役 李 全 権	平成26年11月 1日就任
登記記録に関する 事項	中華人民共和国天津市和平区岳陽道泰華里6号 楼2門307号 代表取締役 李 全 権	令和 1年11月12日住所 移転 令和 1年11月14日登記
	東京都江東区豊洲六丁目2番29-3107号 代表取締役 李 全 権	令和 4年11月15日住所 移転 令和 5年 3月 9日登記
		平成29年11月3日神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10棟第2ビル6 Fから本店移転 平成29年11月21日登記



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 6年 9月 6日

東京法務局
登記官

佐藤美智代



「定款」について

当該行政文書には、miyagi motoyoshi solar 合同会社が各種の事務を処理する際の「定款」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。

納税証明書

(その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額のない証明用)

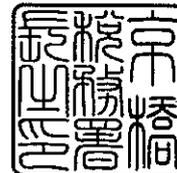
住所(納税地) 東京都中央区晴海1丁目8-10 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX25F
氏名(名称) miyagi motoyoshi solar 合同会社
代表者氏名 代表社員 EDPR JAPAN株式会社 職務執行者 李 全権

徴管(証明) 第 014432 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 6年11月28日 京橋税務署長

財務事務官 伴 充



事業計画書

面積	事業区域面積		48.9138 ha				
	開発行為をしようとする森林の面積		44.2133 ha				
	開発行為に係る森林の面積		33.8981 ha				
用地面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	田 (農振除外 済み)	雑種地	計	比率(%)
	パネル設置エリア	27.7172	2.0487			29.7659	60.85
	管理道路	2.4733	0.2311			2.7044	5.53
	林道付替え	0.1190	0.0011			0.1201	0.24
	防災調整池	2.1785	0.0010			2.1795	4.46
	自営線用地	0.0213	0.0082			0.0295	0.06
	造成森林	1.2864	0.0713			1.3577	2.78
	保全帯	0.1024	0.0013			0.1037	0.21
	小計	33.8981	2.3627			36.2608	74.13
	残置森林 (15年生以下)	2.4698	0.0000			2.4698	5.05
	残置森林 (16年生以上)	7.8454	0.0000			7.8454	16.04
	対象区域外 残置森林	0.0000	2.0967			2.0967	4.29
	変電所			0.2341	0.0070	0.2411	0.49
	計	44.2133	4.4594	0.2341	0.0070	48.9138	100.00
	比率 (%)	90.39	9.12	0.48	0.01	100.00	
林況	樹種及び混合歩合：植林(スギ)が約9割以上の大半を占め、天然林・竹林が1割弱程度 林 歳：スギ(6年生～109年生)、アカマツ(39年生～110年生)、ヒノキ(27年生～57年生)、カラマツ(64年生)、クヌギ(38年生)、その他広葉樹(35年生～72年生)、その他針葉樹(93年生) 生育状況：普通						
地形・地質	地形 標高：66m～120m、平均傾斜度：3.7度 地形の特徴：傾斜のある山林 地質 地質時代：中生代三畳紀、基岩名等：泥岩、崖錐堆積物、土壌：褐色森林土壌						
防災工事の設計方針							
土工関係	総切取量：146,700 m ³ 最大切取高：20.0m 切取法面勾配：1:1.5～1:2.2 総盛土量：168,800 m ³ 最大盛土高：10.8m 盛土法面勾配：1:1.8 残土処理の方法：搬出残土なし 伐根跡地は、現地の土を使用して整地をする。						

- 切土法面及び盛土法面の適正な勾配

切土法面は、1:1.5、1:2.2（パネル設置エリア）の勾配で切取し、直高5.0m毎に小段（1.0m）を設ける。盛土法面は、1:1.8の勾配とし、直高5.0mごとに小段（1.0m）を設ける。
- 盛土施工方法（締め固め厚、水平排水層等の設置、段切り等）

盛土は、現況地形勾配が1:4以上の箇所については段切りをして、締め固め厚30cmごとにまき出しを行う。

直高5.0m以上の盛土法面には、2段目以降に水平排水材を設置して、法面の安定を図る。
- 法面における小段又は排水施設の設置

直高5m以上で法面積が広い箇所に、小段排水路及び縦排水路を設置して表面水を処理する。調整池上流側堤体の小段、法尻に排水路を設置して表面水を処理する。
- 擁壁工及び法面保護工（緑化工を含む）の設置

1号、2号調整池上流側階段工のオリフィス柵箇所に法面の土留めとして重力式擁壁を設置する。

法面保護として種子吹付により、早期緑化を行う。

造成森林箇所は、種子吹付及び高木性樹種植栽とする。植栽は、樹高1mのコナラ、クヌギを2,000本/haとする。

パネル設置箇所は、比較的平坦な箇所に伐木をチップ化したものを現地の土砂と混合して敷均しをする。それ以外の箇所は、種子吹付を行う。（添付図-1参照）
- えん堤・沈砂池及び排水施設の設置

1号、2号調整池設置箇所に、調整池施工に先立ち、堰堤を設置して仮設沈砂池を設置する。仮設沈砂池は、調整池施工完了時に撤去する。

排水施設は、事業地外周に設置し、地区外への流出を防止する。U型側溝L=3,992.5m設置し、場内で集水される雨水を1号、2号調整池に導水する。事業地南側は、人家がないことから10年確率で想定される雨量強度とし、北側は、人家が点在していることから20年確率で想定される雨量強度で計画を行う。また、国道346号沿いの排水施設は、防災調整池流入の最下流となり、排水量が大きくなることから、国道への影響を考慮して50年確率で想定される雨量強度で計画を行う。
- 洪水調整池等の設置

現況の流域に合わせて、事業地下流東側に1号調整池、西側に2号調整池を2箇所設置する。調整池の排水は、気仙沼市管理の法定外水路を経て宮城県管理の二級河川津谷川水系馬籠川に放流する。施工時には、調整池を先行して工事を行い、工事中の土砂流出、濁流防止対策を行う。

調整池の容量は以下のとおりとなる。

【1号調整池】

流出抑制容量 $V=18,337\text{m}^3$

堆砂土砂量 $V=5,062\text{m}^3$

調整池容量 $\Sigma V=18,337+5,062=23,399\approx 24,000\text{m}^3$

【2号調整池】

流出抑制容量 $V=22,902\text{m}^3$

堆砂土砂量 $V=5,943\text{m}^3$

調整池容量 $\Sigma V=22,902+5,943=28,845\approx 28,850\text{m}^3$

○仮設防災対策

1号、2号調整池設置箇所に、調整池施工に先立ち、堰堤を設置して仮設沈砂池を設置する。仮設沈砂池は、調整池施工完了時に撤去する。

沢部盛土箇所（調整池含む）には、暗渠管及びフトン籠を設置して盛土の安定を図る。暗渠管の排水は、流末に浸透柵を設置して地下に浸透させる。

盛土を行う箇所には、土砂流出対策として、土砂留柵を設置する。

施行中は、現地状況に合わせて、仮設排水路及び防災小堤の設置により、場外への流出防止を図る。

○場外への排水先

1号、2号調整池の場外排水先は、以下のとおりとなる。

【1号、2号調整池共通】

法定外水路を経て、二級河川津谷川水系馬籠川に放流する。

【水路、河川の管理者】

法定外水路：気仙沼市建設部土木課土木管理係

二級河川津谷川水系馬籠川：宮城県気仙沼土木事務所河川砂防第二班

○土石流危険箇所について

事業地東側に土石流危険箇所あり、その上流が危険渓流となっている。土石流危険箇所は、森林を残置している。管理者である宮城県土木事務所行政班に確認を行い、該当なし（特別警戒区域ではない）で、対策不要との回答となっている。

○りょう線の一体性の維持について

りょう線は事業地南側の田東山から連なっているが、事業地内は、丘陵地で明確なりょう線が存在しない。（添付図-2参照）そのため、りょう線の一体性の考慮はせずに計画をしている。造成に関しては、現況地形を生かした計画としており、水路敷等一部の造成にとどめている。現況流域の変更もない。

○断層のリスクについて

事業区域北側に地質図上では断層が確認されたが、事業区域付近には活断層は確認されなかった。数十万年前から繰り返し活動している断層を「活断層」、一方、数十万年前から活動していない断層を「断層」と定義されており、地質図上で確認された「断層」は数十万以上活動していないとされることから、再び活動する可能性は極めて低いと考える。

<p>残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法</p>	<p>○事業区域周囲には 30m 以上の残置森林及び造成森林を配置する計画としている。また、造成森林区域は樹高 1mのコナラ、クヌギを 2,000 本/ha で植栽をする。残置森林と造成森林の維持管理は、開発中及び開発後で申請者が維持管理を行う。</p> <p>○植栽に利用する苗木は、遺伝子攪乱を軽減するため、近隣からの調達とする。</p> <p>○開発中及び完了後（パネル設置中の期間）の管理は、事業者と契約した OM(Operation & Maintenance)会社による管理を行う。残置森林及び造成森林の管理方法としては、植樹の枝払、下払、補植等を行うこととする。</p> <p>○森林率及び残置森林率</p> <p>【森林率】</p> $\text{森林率} = \frac{\text{残置森林の面積} + \text{造成森林の面積}}{\text{開発行為をしようとする森林の面積}} \times 100$ $= \frac{(2.4698 + 7.8454) + 1.2864}{44.2133} \times 100 = 26.24\%$ <p>※残置森林の面積と造成森林の面積には、地域森林計画対象外を含まない。</p> <p>【残置森林率】</p> $\text{残置森林率} = \frac{\text{開発しようとする森林の区域内の林齢 16 年生以上の残置森林の面積}}{\text{開発行為をしようとする森林の面積}} \times 100$ $= \frac{7.8454}{44.2133} = 17.74\%$
<p>一時的利用の場合は利用後の現状回復方法</p>	<p>○事業終了後（35 年後）は、地権者とは延長できる契約となっており、再契約することで今後も再エネ事業を行う計画としている。</p> <p>○廃棄等費用積立ガイドラインに基づいて発電施設の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てる。</p> <p>○事業終了後は原則原状復帰こととし、太陽光パネル等を撤去する際に発生する産業廃棄物は、法令を遵守して適切に処理する。 (地上権契約書第 11 条に事業終了後の対応を記載している。)</p>

<p>当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況</p>	<p>飲料水使用住宅数・・・事業地外に井戸が2箇所あり。内、1箇所は未使用 (添付図-3 参照)</p> <p>井戸所有者から事業についての同意書を取得している。</p> <p>水資源依存農地・・・事業地東側に畑あり(休耕中) 面積:2,800㎡ (添付図-4 参照)</p> <p>事業地東側に農地(畑)があるが、休耕中で荒地となっている(一部小規模な畑あり)。現地確認を行い、農地外周には水路がないこと、事業地を上流とする法定外水路については普段水の流れがなく、大雨時にのみ流れる水路となっていることを確認した。対象農地を田として耕作していた時は、道路向かいの水路に流入している湧水を利用して(ポンプアップ)耕作していたとの証言を近隣住民から得ている。</p> <p>将来、田として耕作を再開することがあっても、事業地を上流とする法定外水路に安定した水量がないことから、以前と同様に道路向かいの水路の水を利用する手段しかなく、事業地を上流とする法定外水路の水資源依存農地に該当しないものと考えられる。</p> <p>また、農地について気仙沼市農業委員会に確認を行ったところ、「10年以上農地を耕作している様子は見受けられない」、「法定外水路を利用して耕作していないことの断定はできない」との回答があった。</p> <p>以上のことから、東側農地が水資源依存農地であるとは考えられないが、営農再開後に農地の水利用に支障があれば、水を確保するための対策を行うこととする。</p>
	<p>漁業関係に関する影響の有無・・・なし</p> <p>小泉川鮭増殖組合、本吉町淡水漁業協同組合への漁業に関する影響については、以下のとおり。水質、水量の影響は、馬籠川が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬籠川の水質は、ヒ素溶出量検査を行った結果、溶出量が基準値以下となっている。 ・馬籠川の水質は、事業地内に設置する2箇所の調整池の放流量は、馬籠川の許容放流量としていることから、水量の増減はなし。 ・上記の水質、水量について、小泉川鮭増殖組合、本吉町淡水漁業協同組合に個別で説明を行い事業への同意を得ている。 <p>防火用水等に関する利用の有無・・・なし</p>

周 辺 地 域 へ の
影 響 及 び 住 民
生 活 へ の 配 慮 等

- 工事中の安全対策として、工事用車両(ダンプ、資材等搬入車両等)の出入りの際は交通誘導員を配置し、事故防止に努める。また、関係車両が走行する際は法定速度を順守するとともに、地域住民に配慮した運行とする。
- 事業区域から退場する際はタイヤに付着した土砂を落としてから林道等へ出ることをとする。
- 作業時間は8時～17時を厳守するとともに、住民の通勤時間帯の工事関係車両の通行自粛を行い、地元住民とのトラブル防止に努める。
- 建設機械は排出ガス対策型機械、低騒音型及び低振動型機械の使用を努める。
- 地域の区長への説明
令和5年9月5日に地域の区長への説明を行った。
(山田地域 表山田振興会、猪の鼻振興会、松ヶ沢振興会、漆原振興会)
- 関連団体への説明
令和6年1月24日他に関連団体への説明を行った。
 - ・本吉町サケマス養殖組合
 - ・本吉町淡水魚組合
 - ・気仙沼市役所本吉総合支所
 - ・本吉町森林組合
 - ・宮城県漁業協同組合 大矢本吉支所 (令和6年5月15日に説明)
- 住民説明として、令和6年3月13日に次の事業地周辺住民等を対象とした事業説明会を開催した。
 - ・住民参加者：47名
 - ・案内範囲：馬籠地域：馬籠町地区、午王野沢地区、上沢地区
山田地域：漆原地区、松ヶ沢地区、猪の鼻地区、表山田地区
 - ・関連団体：小泉川鮭増殖組合、本吉町淡水魚業協同組合、本吉町森林組合、宮城県漁業協同組合大谷本吉支所、地元市議員、気仙沼市長
- 第一次放流先河川管理者
二級河川津谷川水系馬籠川：宮城県気仙沼土木事務所河川砂防第二班
- 「貴重な動植物の保護」については、以下の調査を行った。
【関係機関及び有識者へのヒアリング】
猛禽類について、環境省東北環境事務所野生生物課、宮城県自然保護課野生生物保護班及び日本野鳥の会宮城支部に確認を行った。
いずれの回答も、「事業地周辺については、猛禽類調査を行っていない

	<p>いが、希少猛禽類が生息する可能性はあることから、調査等により情報を収集し、その結果に応じて適切な配慮をすること」であった。</p> <p>【事業地内及びその周辺での古巣調査】</p> <p>ヒアリング結果等から主な調査対象種は、ハチクマ、オオタカ、サシバ、イヌワシの4種とするが、事業地周辺で希少猛禽類調査の実施記録がないため、希少猛禽類全般について対象種とした。</p> <p>調査した結果、利用種不明の古巣を1箇所を確認したが、かなり古く崩れており、利用痕跡は確認できなかったことから、希少猛禽類の繁殖の可能性は低いものと判断する。</p> <p>【着工に当たっての配慮】</p> <p>伐採作業中に希少猛禽類の営巣を確認した場合は、関係機関に連絡をして、適切な対応を行う。</p>
<p>そ の 他 特 に 配 慮 し た 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光パネル設置エリアの周囲に残置森林を配置し、外部から見えないように配慮した。また、太陽光パネルはできる限り反射の少ないタイプを採用する。 ○事業区域北側の国道346号では、冬季に日陰部分の路面が凍結状態となり、交通事故が発生し、地域住民が困っている。地域住民の要望に応じ、当該箇所の森林部を伐採して保全帯とすることで日陰発生を解消し、冬季の交通事故発生抑制に寄与する計画としている。 ○地形を生かした造成とし、事業地内の土砂は事業区域内の盛土材として活用する。 ○バイオマス発電事業に利用できない伐採伐根等はチップ化し事業地内の勾配が緩やかな箇所に敷き均す。その他発生した廃棄物は産業廃棄物として、法令を遵守して適切に処理する。

「資金計画書」について

当該行政文書には、miyagi motoyoshi solar 合同会社が各種の事務を処理する際の「資金計画書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、4枚を非開示とする。

「残高証明書」について

当該行政文書には、miyagi motoyoshi solar 合同会社が各種の事務を処理する際の「残高証明書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、1枚を非開示とする。

林地開発許可申請に関する誓約書

令和6年10月28日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX 25F

申請者氏名 miyagi motoyoshi solar 合同会社
代表社員 EDPR JAPAN 株式会
職務執行者 李 全権
(電話 03-553-8989)

林地開発許可申請に関し、下記のとおり対応することを誓約します。

記

1 開発行為の施行体制に関する書類提出について

林地開発許可申請審査期間中に開発行為の施行体制が確定しない場合は、開発行為着手前までに「防災措置を講ずるために必要な能力」に係る書類を提出することを誓約します。

以上

会社案内



Renewables

2024年2月

Changing
Tomorrow
Now ☀️

EDPR Japan

INDEX





EDPR Japan



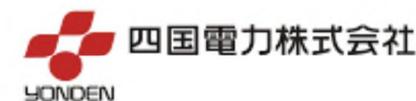
EDPR JAPAN株式会社は、EDPRの完全子会社であり、太陽光発電所や陸上風力発電プロジェクトなどの再生可能エネルギー・プロジェクトにおいて、独立系発電事業者（IPP）およびエネルギー供給事業者としての地位を確立しております

設立： 2014年7月

資本金：2億497万円

人数： 14名

住所： 東京都中央区晴海1-8-10 Triton Square オフィスタワーX 25F



事業経歴書

令和6年11月29日

住 所 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワー X 25F

申請者氏名 miyagi motoyoshi solar 合同会社
代表社員 EDPR JAPAN 株式会社
職務執行者 李 全権
(電話 03-553-8989)

林地開発に係る事業経歴は、以下のとおりとなります。

番号	施行場所	プロジェクト名	電力量	林地開発申請日	林地開発許可日	商業運転開始日	備 考
1	福島県白河市	西プロジェクト	DC 1.25MW	平成 28 年 6 月 3 日	平成 28 年 10 月 25 日	平成 29 年 3 月	
2	千葉県東金市	東金プロジェクト	DC 5.50MW	平成 28 年 8 月 31 日	平成 29 年 3 月 29 日	平成 30 年 12 月	

河 第 2 8 0 号
令和 6 年 1 2 月 5 日

miyagi motoyoshi solar 合同会社
代表社員 EDPR JAPAN 株式会社代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



防災調整池設置に関する協議について (回答)

令和 6 年 1 1 月 1 3 日付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

当該開発行為 (A = 4 8 . 7 h a) に係る防災調整池設置計画については、異議ありません。

項 目	指 示 事 項
	指示事項なし 開発地：気仙沼市本吉町寺要害地内 事業名：(仮称) 気仙沼市本吉地区太陽光発電事業

担 当：土木部河川課企画調査班 岩見
連絡先：022-211-3173
F A X：022-211-3197
住 所：〒980-8570
仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1
E-MAIL：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

林地開発行為に関する意見書

気農第 1688 号
令和 6 年 11 月 5 日



宮城県知事 村 井 嘉 浩 様

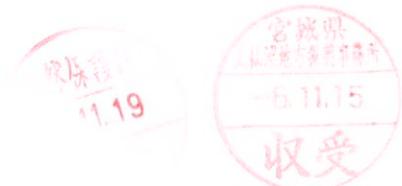
気仙沼市長 菅 原 茂



令和 6 年 10 月 11 日付け気振第 1044 号で照会のありました下記の林地開発行為について、
森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
miyagi motoyoshi soiar 合同会社 職務執行者 李 全権
2. 開発行為に係る森林の所在場所
気仙沼市本吉町深萩 1 番地外 4 7 筆
3. 開発行為の目的
太陽光パネルの設置



別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関連）

特になし

2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関連）

特になし

3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第2号関連）

特になし

4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関連）

特になし